

催し

転倒予防教室の開催

最近よくつまずく、歩く時や座る時に不安を感じる方はいませんか？この教室は足腰の衰えを予防するために、仲間と一緒に転倒予防のコツや体操について学び運動習慣を身につけて転倒を予防することを目的としています。転倒をする前に『転ばぬ先の杖』を習得しましょう！

■対象者

- ・町内に住所を有するおおむね65歳～79歳の方
- ・歩行や転倒・骨折に不安のある方

・要介護認定を受けていない方で本教室に参加したことのない方

※教室に参加する際は、主治医の許可を得てください。

■実施期間

平成21年6月～平成22年3月の月1回10回コース
午前9時30分～11時30分

■受講料

100円/回

※傷害保険を用意しています。必要な方は申込時にご連絡ください。

ださい。

保険料金は参加人数によって異なりますが1100円～1800円程度です。

■教室内容

- ・体力測定（6月と2月）
- ・健康チェック
- ・運動・栄養に関する講話
- ・転倒を予防する体操実習など

■開催地区と日程

- （一部変則的な部分あり）
 - ・大島地区：蒲野農村環境改善センター
《毎月第1月曜日》
 - ・久賀地区：椋野出張所
《毎月第2月曜日》
 - ・東和地区：油田農村環境改善センター
《毎月第3月曜日》
 - ・橘地区：日良居出張所
《毎月第4月曜日》
- ※詳しくは4月広報時に配布した『転倒予防教室参加者募集』のチラシをご覧ください
- ※申請者には後日詳しい案内文を送付いたします。
- 締切日・お問合せ
5月29日（金）までに
介護保険課介護予防班
☎0820（77）5530

農地の無断転用を防ごう！ ～農地の転用には許可が必要です～

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。

農地を青空駐車場として利用する場合や農業施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合は許可が不要です。この場合、あらかじめ農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください。

○農地転用の許可申請手続きは？

農地転用の許可申請手続きは、次のとおりです。

1 県知事の許可

（農地が4ヘクタール以下の場合）

県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。

2 農林水産大臣の許可

（農地が4ヘクタールを超える場合）

農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、申請に先立ち事前に審査を受けることができます。

○農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、

農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

1 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用地区域内にある農地や集団的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。

一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

2 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

○許可なく転用したら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を転用すると売買などの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

■問い合わせ

周防大島町農業委員会（農林課内）
☎0820（79）1002